

第28回同窓会総会

第二十八回寒河江工業高等学校同窓会総会が、平成二十九年二月五日寒河江市内の「ホテルシンフォニー」にて盛大に開催されました。

参加者は、会員四十余名に母校佐賀井仁校長先生はじめ、多数の先生方が参加して下さり、総勢五十余名の参加者がありました。那須稔同窓会会長の挨拶では、創立五十四年目を迎え、卒業生が九千余名となり、国内外で活躍している皆様へ、敬意と感謝を述べられました。その他にも学校再編について、期待をしながら活動していきたいと思っても語られ

ました。議長選出では会長を議長に、報一号議案の平成二十七・二十八年事業経過報告に始まり、議四号議案の平成二十九・三十年役員選出まで慎重審議されました。特に話題にな

ったのが、同窓会規約の改正案について意見や質問がありました。その他、同窓会新聞「雪割」を二十四号から郵送せずに、ホームページに生徒の活躍や進路状況、同窓会事業の報告などを掲載していくことになり、活気あふれる審議になりました。また、議四号議案の平成二十九・三十年役員選出では、再選という形で力

強くスタートすることになりました。総会は慎重審議で予定通り行われ、最後は参加していただいた同窓会員全員が、会場いっぱい響き渡る力強い校歌斉唱を行い、幕を閉じました。

総会終了後、総会に参加した会員のほとんどが懇親会に参加しました。ここでは、母校職員の方々から、就職状況や学校の取り組みなど、話を頂きました。そして、参加者の同窓生一人一人が生徒だった頃を思い出し、時間が経つのが早いと感じるほど親交を深めることができました。

同窓会・規約

第一章 総則

- 第1条 本会は山形県立寒河江工業高等学校同窓会を称し、事務局を山形県立寒河江工業高等学校内におく。
- 第2条 本会は会員相互の扶助親睦を図り、母校との連絡を緊密にして、母校の発展と工業の進歩発展に、寄与するを以て目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するための事業を行う。
 - 1 会員相互の金銭親睦に関する事項
 - 2 教育活動の後援に関する事項
 - 3 会誌会員簿発行に関する事項
 - 4 その他目的達成に必要な事項
- 第4条 本会は次の者を以て組織する。
 - 1 正会員 母校退職職員
 - 2 特別会員 母校現職職員
 - 3 正会員 母校卒業生
- 第5条 本会に支部をおくことができる。支部規約は別に定める。

第二章 役員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - 会長 1名 副会長 4名 監事 若干名 常任理事 若干名 理事 若干名 幹事 若干名
- 第7条 役員は次の通りとする。
 - 1 会長は本会を代表し会務を総理する
 - 2 副会長は会長を輔佐し会長に事故のある時は代行する
 - 3 監事は監査を行い、これを総会に報告する
 - 4 常任理事は本会の企画運営を決定し、その他必要な事項を審議する
 - 5 理事は常任理事より選出された事業及び業務にあたる
 - 6 幹事は会務を処理する
- 第8条 本会に事務局をおく。
 - 1 事務局員は幹事で構成し会長がこれを委嘱する
 - 2 事務局員は本会の業務にあたる
- 第9条 本会に名誉会長、特別顧問、顧問及び参与をおき、その任務は次のとおりとする。
 - 1 名誉会長は会長の諮問に応じる
 - 2 特別顧問は母校との連絡を密にし、会長の諮問に応じる
 - 3 顧問は会長の諮問に応じる
 - 4 参与は会長の諮問に応じる
- 第10条 本会の役員は次により選任する。
 - 1 名誉会長は本会歴代会長が就任する
 - 2 特別顧問は母校校長とする
 - 3 顧問は常任理事会で推薦し会長がこれを委嘱する
 - 4 参与は歴代会長・監事・幹事が就任し、会長がこれを委嘱する
 - 5 会長・副会長、監事・常任理事会にて選出し、総会の承認を得て決定する
 - 6 常任理事は理事の互選とする
 - 7 理事は教職員より若干名、各支部の支部長及び卒業生より1名を当該学年において選出し、会長がこれを委嘱する
 - 8 幹事は会長がこれを委嘱する
- 第11条 役員は任期は2か年とする。但し再任は妨げない。

第三章 機関

- 第12条 本会に次の機関をおく。
 - 1 総会 2 役員会 3 常任理事会 4 理事会 5 幹事会
- 第13条 総会の議決は出席者の過半数を以てする。
- 第14条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員を以て構成し、2年に1回(1月)会合がこれを開いて次の事項を決議する。
 - 1 会務の報告 2 予算及び決算 3 規約改正の審議
 - 4 会長・副会長、監事の選出及び理事の承認決定
 - 5 その他重要な事項
- 第15条 役員会は緊急を要する場合に会長が招集し、総会に代えることができる。但し、次期総会において承認を得なければならない。
- 第16条 幹事会は会長がこれを招集する。
- 第17条 常任理事会は本会の執行機関であり、会長がこれを招集する。
- 第18条 理事会は会長が必要と認められた時に招集する。

第四章 会計及び簿冊

- 第19条 本会の経費は正会員の終身会費及びその他寄附金を以てこれに充てる。但し、終身会費の額は常任理事会で決定する。
- 第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 第21条 本会に次の簿冊を備える。
 - 1 規約 2 会員名簿 3 役員名簿 4 会計簿 5 会簿
 - 6 事業記録 7 寄附台帳 8 その他必要な簿冊

附則

- 本規約は昭和41年3月2日より効力を発する
- 1 昭和41年8月16日一部改正同日より施行する
- 2 昭和44年8月16日一部改正同日より施行する
- 3 昭和48年8月16日一部改正同日より施行する
- 4 平成15年1月19日一部改正同日より施行する
- 5 平成17年1月23日一部改正同日より施行する
- 6 平成27年2月1日一部改正同日より施行する
- 7 平成29年2月5日一部改正同日より施行する



ブロードバンド対応の最新シティホテル

ホテルサンチェリー

寒河江市本町一丁目2番23号 ☎(0237)83-5000(代)
ホームページ <http://www.suncherry.com>

源泉かけ流し100%

寒河江温泉 いちりょう 龍

庭園 大露天風呂

寒河江市本町一丁目2番27号 ☎(0237)86-2233(代)
ホームページ <http://www.ichiryu.com>